

京都市上下水道企業管理規程第33号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「京都市上下水道局」の右に「(以下「局」という。)」を加え、同項の表総務部の款総務課の項中「防災危機管理係長」を「事業管理係長」に改め、同款営業課の項中「管理係」を「管理係長」に、「水道料金係」を「水道料金係長」に、「下水道使用料係」を「下水道使用料係長」に改め、同表水道部の款企画調整課の項中「計画係」を「計画係長」に、「技術管理係」を「技術管理係長」に改め、同表下水道部の款計画課の項中「事業係」を「事業係長」に、「企画係」を「企画係長」に改め、同款中管路設計課の項、施設設計課の項、管路建設課の項及び施設建設課の項を削り、計画課の項の次に次のように加える。

設計課	調整係, 管路第1係, 管路第2係, 施設係, 設備係
-----	-----------------------------

第1条第2項の表九条営業所の項中「点検係」を削り、同条第4項の表ポンプ施設事務所の項の次に次のように加える。

下水道建設事務所	事務係, 管路第1係, 管路第2係, 施設係, 設備係
----------	-----------------------------

第1条第5項中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 下水道建設事務所

京都市南区東九条東山王町12番地

第2条第2項中「みず政策監」を「技術長」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 下水道建設事務所に所長、係に係長を置く。

第2条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 総務課に財産担当課長を置くことがある。

第3条及び第4条を次のように改める。

(職務)

第3条 次長は、管理者の命を受け、局の所掌事務を掌理し、局の所属職員を指揮監督する。

2 技術長は、上司の命を受け、上下水道事業に係る技術的事項を総括する。

3 部長及び水質管理センター所長は、次長の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 課長、総務部事業所、水道部事業所及び下水道部事業所の長、事務分掌の定めのある係の係長並びに管路管理センター支所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 担当部長、担当課長、財産担当課長、研修担当課長、課長補佐、担当課長補佐、所長補佐、係長、担当係長及び主任は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

6 担当課長、課長補佐、担当課長補佐及び所長補佐は、上司の定める事務についてこれを補佐する。

7 前6項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、次条第2項の規定により定められる担当事務に従事する。

第4条 次長、部長、水質管理センター所長、課長並びに総務部事業所、水道部事業

所及び下水道部事業所の長は、所属職員（係長及びこれに準じる職以上の職にある者を除く。）の配置を定める。

- 2 課長，総務部事業所，水道部事業所及び下水道部事業所の長，事務分掌の定めのある係に置かれる係長並びに管路管理センター支所長は，所属職員の担当事務を定める。

第5条第4項を次のように改める。

- 4 総務部事業所，水道部事業所及び下水道部事業所の長に事故があるときは，あらかじめ上司の定めた者がその職務を代理する。

第5条第5項及び第6項を削る。

第7条中第12号を第13号とし，第2号から第11号までを1号ずつ繰り下げ，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公益通報者保護法による公益通報等に係る事務に関する事。

第18条第23号中「及びポンプ施設事務所」を「，ポンプ施設事務所及び下水道建設事務所」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 設計課の事務分掌は，次のとおりとする。

公共下水道の拡張工事並びに施設の整備工事及び改良工事の設計に関する事。

第22条から第24条までを削り，第25条を第22条とし，第26条を第23条とする。

第27条の表お客サービス係の項中「お客さまサービス係」の右に「(点検係を置く営業所のお客さまサービス係にあつては，第1号から第19号までに限る。)」を加え，同項に次の5号を加える。

(20) 水道の使用水量の決定に関する事。

(21) 水道料金及び下水道使用料の調定に関する事。

(22) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の額の決定及び当該使用料の調定に関すること。

(23) 水道メーターの出納管理に関すること。

(24) 水道の不正使用の取締りに関すること。

第27条の表点検係の項中「点検係」の右に「(点検係を置く営業所に限る。)」を加え、同条を第24条とし、第28条から第33条までを3条ずつ繰り上げる。

第30条の次に次の1条を加える。

(下水道建設事務所)

第31条 下水道建設事務所の事務分掌は、次のとおりとする。

公共下水道の拡張工事並びに施設の整備工事及び改良工事の施行に関すること。

第34条を第32条とし、第35条を第33条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

「

別表中	管路建設課	課 長	事務係長
	施設建設課	〃	〃
	水質第1課	〃	担当課長補佐又は担当係長

を

下水道建設事務所	〃	事務係長
水質第1課	課 長	担当課長補佐又は担当係長

に改

める。

別表備考1中「，管路建設課及び施設建設課」を「及び下水道建設事務所」に改める。

- 3 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「みず政策監，」を削り，「次長」の右に「，技術長」を，「，担当課長」の右に「，，財産担当課長」を加える。

- 4 京都市上下水道局公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第34条」を「第32条」に改める。

別表中「みず政策監又は」を削る。

- 5 京都市公営企業管理者上下水道局長職務代行者指定規程の一部を次のように改正する。

本則中「みず政策監次いで次長」を「次長次いで技術長」と改める。

- 6 京都市上下水道局自家用電気工作物に関する保安規程の一部を次のように改正する。

別表（注以外の部分に限る。）中「施設設計課長」を「設計課長」に，「施設建設課長」を「下水道建設事務所長」に改め，同表注中「施設設計課」を「設計課」に改める。

（上下水道局総務部総務課）